

和議第20号

南極海における鯨類捕獲調査事業の継続を求める意見書(案)

わが国が1987年から実施している鯨類捕獲調査は、「国際捕鯨取締条約第8条」に基づく、国際条約により認められた行為である。

しかし、米国の反捕鯨団体「シーシェパード」による南極海の捕獲調査に対する妨害が年々過激さを増し、今季の調査では、乗組員の安全を守るため、切り上げを余儀なくされた。

2006年、2007年の国際捕鯨委員会(IWC)総会において、全会一致でシーシェパードの妨害行為に対する非難を決議し、2008年の中間会合で抗議船の船籍国に対応を要請しているにもかかわらず、抗議船の船籍国や寄港国は、シーシェパードの妨害活動を容認しているのが現状である。

また、本県の太地町は、捕鯨発祥の地として400年以上の歴史があり、現在も小型捕鯨業や鯨類追込網漁業が営まれているが、海外からやってくる反捕鯨団体等のターゲットとなり、漁業の妨害や精神的な攻撃を繰り返し受けたところである。

こうしたなか、今冬以降の調査捕鯨の実施に向け有識者から意見を聞く農林水産省の検討委員会が設置されたが、その中間とりまとめにおいて、調査捕鯨の縮小・中止の意見が明記された。

調査捕鯨は、科学的に根拠のない不当な商業捕鯨モラトリアムに対抗して、商業捕鯨再開に必要な科学データを得るために鯨類捕獲調査が開始されたという歴史的な経緯をもつものであり、シーシェパードの不法かつ悪質な妨害行為に屈するべきではない。

よって、国におかれても、正当な鯨類捕獲調査として、調査捕鯨を毅然として継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(提出者)
中村 裕一
長坂 隆司
雜賀 光夫
角田 秀樹
山下 大輔

(意見書提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
水産庁長官